

【ドイツ】児童・青少年のためのアクションプログラム、「全国規模の流行状況」終了後の法規命令の効力延長、税務官教育、芸術家社会保険等

専門調査員 海外立法情報調査室主任 泉 眞樹子

* 長期にわたる社会活動制限による児童・青少年の不利益を是正するため、20 億ユーロ相当のアクションプログラムが決定された。その他、議会による「全国規模の流行状況」決定の終了後の関連法規命令の効力延長等、コロナ対策を継続するための法令が整備された。

1 児童・青少年への支援—保育定員拡張期限延長、看護休暇拡充継続、児童余暇ボーナス—

(1) アクションプログラム「子供と若者のためのアフターコロナ・キャッチアップ」

コロナ禍の厳しい社会活動制限によって、保育施設、学校、スポーツクラブなど、多くの施設が1年以上にわたって全面的又は部分的に閉鎖され、児童・青少年は、学業が遅れただけでなく、日常の友人との付き合い、集団での遊び、スポーツ、文化、旅行の機会も失われた。この影響が長く続いて既存の不平等が強化されるのを防ぐため、連邦政府は、2021年5月5日、アクションプログラム「子供と若者のためのアフターコロナ・キャッチアップ」を決定した¹

このプログラムは、約20億ユーロ²を2021年と2022年に投じるもので、学業遅れの解消(連邦教育研究省所掌)に10億ユーロ、幼児教育の推進、余暇・休暇・スポーツ活動、日常生活・学校での児童・青少年支援(連邦家族高齢者女性青少年省所掌)に10億ユーロが充てられる。連邦政府と州の間では合意³が取り交わされ、連邦政府は付加価値税収の追加割当分として総額12億9000万ユーロ(内訳は、2021年に4億3000万ユーロ、2022年に8億6000万ユーロ)を州に供与し、州は合意された措置を実施して資金の用途について報告する。

(2) Kita 財政支援改正法

アクションプログラムの一部である低所得家庭児童への支援と、児童のいる家庭への支援の継続を目的として、2021年6月29日に、Kita⁴財政支援改正法⁵が公布され、一部を除き翌30日に施行された。主な内容は、次のとおりである。①保育定員増の追加財政支援の期限延長：2020年から2021年までに9万人分の保育定員追加を実現するための10億ユーロの追加財政支援⁶

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年9月9日である。

¹ „Eckpunkte für Aktionsprogramm beschlossen Milliarden-Hilfe für Kinder und Jugendliche in der Pandemie.“ Bundesregierung website <<https://www.bundesregierung.de/breg-de/suche/programm-aufholen-nach-corona-1897750>>

² 1ユーロは約129.8円(令和3年9月分報告省令レート)。

³ „Vereinbarung zur Umsetzung des „Aktionsprogramms Aufholen nach Corona für Kinder und Jugendliche“ für die Jahre 2021 und 2022 von Bund und Ländern.“ bmfsfj website <<https://www.bmfsfj.de/resource/blob/182380/2918d4b1a3f91a682c64e763bfaccf11/aufholpaket-vereinbarung-bund-laender-data.pdf>>

⁴ Kita とは、„Kindertagesstätten“, „Kindertageseinrichtungen“ 等、児童の保育施設の総称である。

⁵ 児童保育拡充のための連邦財政援助に関する法律等を改正する法律(Gesetz zur Änderung des Gesetzes über Finanzhilfen des Bundes zum Ausbau der Tagesbetreuung für Kinder und zur Änderung weiterer Gesetze (Kitafinanzhilfenänderungsgesetz - KitaFinHÄndG) vom 25. Juni 2021 (BGBl. I S. 2020))は、全11か条(第1条：児童保育拡充のための連邦財政援助に関する法律の改正、第2条：連邦児童手当法の改正、第3条：介護時間法の改正、第4条：家族介護時間法の改正、第5条：病院未来法の改正、第6条：社会法典第2編の改正、第7条：社会法典第12編の改正、第8条：庇護申請者給付法の改正、第9条：連邦援護法の改正、第10条：連邦自然保護法の改正、第11条：施行、廃止)から成る条項法(複数の条から成り、同時に複数の法律を改正又は制定する法律)。

⁶ 景気刺激及び危機管理パッケージの実施に付随する措置に関する法律(いわゆる第2次補正予算附随法。Gesetz über begleitende Maßnahmen zur Umsetzung des Konjunktur- und Krisenbewältigungspakets vom 17. Juli 2020 (BGBl. I S. 1683))

について、期限を1年延長する。これによって、連邦政府からの資金供与が2022年6月30日まで受けられるようになり、関連して応募、資金の使用証明、監査、報告の期限もそれぞれ延長された。②コロナパンデミックに関する既存の特別規定⁷の期限延長：何度も期限が延長されてきた看護休暇の最高20労働日への引上げ（介護時間法第9条）、介護時間法及び家族介護時間法における柔軟化の期限が、2021年6月30日から同年12月31日まで延長される。③児童余暇ボーナス：所得要件を伴う児童への現金給付（児童付加給付⁸等）を受給している者に対し、18歳未満の子1人当たり100ユーロの一時金支給が、2021年8月に行われる⁹。

2 感染症予防法の改正—「全国規模の流行状況」決定の終了後の法規命令の効力延長—

連邦によるコロナ対策は、連邦議会による「全国規模の流行状況」の決定を根拠とする¹⁰。これは3か月の時限措置で、新たに連邦議会が継続を決定しない限り、期限をもって終了する。しかし、「全国規模の流行状況」の終了後も、決定に基づいて発出された法規命令を直ちに無効とせず、その効力を規定された期限まで（最長1年間）継続させ、期限内の改正も可能とする改正¹¹が、2021年7月22日に公布された「財団法を統一し、感染症予防法を改正する法律」¹²により行われた。この改正は、法案審議過程で追加された第9条「感染症予防法の改正」によるもので、特に、リスク地域からの入国を規制する法規命令の効力延長を目的としている¹³。

3 その他のコロナ対策関連法

(1) コロナ禍における税務官の教育訓練・昇進手続の特別規定

2021年7月14日に公布された第6次税務官教育訓練法改正法¹⁴によって、税務官教育訓練法¹⁵が改正され、コロナ対策の始まった2020年3月11日に遡って適用された。この改正は、コロナ禍における様々な公的活動・社会活動の制限によって税務官の研修・試験・昇進に影響

による。泉眞樹子「【ドイツ】コロナ禍による第2次補正予算法及び経済安定化対策等」『外国の立法』No.285-1, 2020.10, p.7. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11553723_po_02850102.pdf?contentNo=1>

⁷ 第2次住民保護法（Zweites Gesetz zum Schutz der Bevölkerung bei einer epidemischen Lage von nationaler Tragweite vom 19. Mai 2020 (BGBl. I S. 1018)）等により追加された条文。泉眞樹子「【ドイツ】新型コロナウイルス感染症対策関連法（その2）」『外国の立法』No.284-1, 2020.7, pp.12-13. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11512840_po_02840104.pdf?contentNo=1>

⁸ 児童付加給付（Kinderzuschlag）は、働いていても同居する子の生計を支えるための十分な所得が得られない親に対する現金給付である。

⁹ 連邦児童手当法第6d条「児童付加給付、住居手当又は社会扶助を受給している家族のための、COVID-19パンデミックに起因する児童余暇ボーナス」、社会法典第12編第71条「COVID-19パンデミックに起因する児童余暇ボーナスその他規定」、庇護申請者給付法第16条「COVID-19パンデミックに起因する児童余暇ボーナス」

¹⁰ 連邦議会による全国規模の流行状況の決定（感染症予防法第5条）により、連邦保健省又は連邦政府は、定められた基準に基づき法規命令等を発出し、措置を行う権限を付与される。なお、2021年8月31日、連邦議会は全国規模の流行状況の継続を決定し、9月3日に公示した（BGBl. I 2021 S. 4072）。

¹¹ 感染症予防法第36条「特定の施設、企業及び個人における感染予防；命令授権」第12項の改正。

¹² Gesetz zur Vereinheitlichung des Stiftungsrechts und zur Änderung des Infektionsschutzgesetzes vom 16. Juli 2021 (BGBl. I S. 2947). 全11条から成る条項法で、一部を除き公布翌日（2021年7月23日）に施行。同法の主な目的は、財団について連邦で統一的な規定を導入し、併せて公的な財団登録制度を創出することである。従来、財団は民法典と州法に規定され、州による相違が紛争や法的不確実性の原因となっていた。第4条で、財団法人登記法（Stiftungsregistergesetz (StiftRG) vom 16. Juli 2021 (BGBl. I S. 2947, 2953)）。全3節20か条から成る。）を制定し、他に、民法典等の改正、感染症予防法の改正（第9条）、基本権の制限（第10条）、施行（第11条）等を規定する。

¹³ BT-Drs. 19/30938（委員会審査報告）<<https://dserver.bundestag.de/btd/19/309/1930938.pdf>>

¹⁴ Sechstes Gesetz zur Änderung des Steuerbeamten-Ausbildungsgesetzes vom 9. Juli 2021 (BGBl. I S. 2442). 同法は、第1条：税務官教育訓練法の改正、第2条：施行（2020年3月11日施行）から成る。

¹⁵ Steuerbeamtenausbildungsgesetz (StBAG) in der Fassung der Bekanntmachung vom 29. Oktober 1996 (BGBl. I S. 1577)

が出ている中、感染症対策と税務官育成を両立させることを目的とする。

この改正により、税務官の研修・試験に関して、一定の枠内でパンデミックに関連して自ら決定する権限が州の税務最高官庁に付与され、研修にモバイルワーク、e-ラーニング等の導入を認めるなど、柔軟に対応することが可能となった。また、州の税務最高官庁が命じたパンデミック対応業務に携わった税務官は、昇進に関する研修期間等の算定において最高6か月加算される等の規定が置かれた。これらの規定は、2024年12月31日に廃止される（税務官教育訓練法第9条「COVID-19パンデミックによる特例」）。ただし、これに基づき採られた措置は、その後も当事者の昇進等において考慮される（同法第10条「第9条に関する経過措置」）。

(2) バーチャル総会開催や書面による手続規定の明確化

2021年7月12日に公布された法律¹⁶により、定款に規定がなくても協同組合等のバーチャル総会開催や書面による手続等を認める「会社法等におけるコロナパンデミック対策措置法」¹⁷第3条第1項が改正された。この改正は、条文の趣旨を更に明確化するためのもので、同法の施行日（2020年3月28日）に遡って施行される。

(3) 芸術家社会保険法改正

2021年7月22日に公布された法律¹⁸で、コロナパンデミックで芸術活動からの収入を失った芸術家を支援するため、芸術家社会保険法¹⁹が改正された（翌23日施行）。この改正により、①連邦は、2022年に芸術家社会保険に8455万8000ユーロの救援金を拠出し（同法第34a条第1項）、②2021年末までは、芸術活動以外の自営業収入があっても月額1,300ユーロ以下であれば、芸術家社会保険の被保険者資格を失わない（同法第53条）、と規定された。

4 各種の法規命令

(1) 介護制度維持のための措置延長

2021年6月30日に、介護制度を維持するための措置を延長する規則²⁰が発出された。この規則は、施設や在宅での介護サービス提供を維持するための特別措置の期限（2021年6月30日）

¹⁶ 弁護士事務所及び税理士事務所の職業法を再編し、法律専門職の分野における他の規制を改正する法律（Gesetz zur Neuregelung des Berufsrechts der anwaltlichen und steuerberatenden Berufsausübungsgesellschaften sowie zur Änderung weiterer Vorschriften im Bereich der rechtsberatenden Berufe vom 7. Juli 2021 (BGBl. I S. 2363)) は、全36か条から成る条項法。弁護士、弁理士、税理士に、会社法上の組織の自由を与え、弁護士、弁理士、税理士の全ての専門業務会社（Berufsausübungsgesellschaften）に、ほぼ統一された規制を創出し、かつ、専門職の間の協力を促進することを目的とする。BT-Drs. 19/30516（委員会審査報告）<<https://dserver.bundestag.de/btd/19/305/1930516.pdf>>

¹⁷ Gesetzes über Maßnahmen im Gesellschafts-, Genossenschafts-, Vereins-, Stiftungs- und Wohnungseigentumsrecht zur Bekämpfung der Auswirkungen der COVID-19-Pandemie vom 27. März 2020 (BGBl. I S. 569, 570); 泉真樹子「【ドイツ】新型コロナウイルス感染症対策関連法」『外国の立法』No.283-2, 2020.5, p.7. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11488104_po_02830202.pdf?contentNo=1>

¹⁸ 製品及びサービスのアクセシビリティ要件に関する欧州議会及びEU理事会指令（EU）2019/882を実施し、他の法律を改正する法律（Gesetz zur Umsetzung der Richtlinie (EU) 2019/882 des Europäischen Parlaments und des Rates über die Barrierefreiheitsanforderungen für Produkte und Dienstleistungen und zur Änderung anderer Gesetze (BFSGEG k.a.Abk.) vom 16. Juli 2021 (BGBl. I S. 2970)) は、全10か条から成る条項法で、第1条でバリアフリー強化法（Gesetz zur Umsetzung der Richtlinie (EU) 2019/882 des Europäischen Parlaments und des Rates über die Barrierefreiheitsanforderungen für Produkte und Dienstleistungen (Barrierefreiheitsstärkungsgesetz - BFSG) vom 16. Juli 2021 (BGBl. I S. 2970)) を制定する。EUアクセシビリティ指令（EU）2019/882については、濱野恵「EUのアクセシビリティ指令」『外国の立法』No.287, 2021.3, pp.65-103. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11643920_po_02870002.pdf?contentNo=1> 参照。

¹⁹ Gesetz über die Sozialversicherung der selbständigen Künstler und Publizisten (Künstlersozialversicherungsgesetz - KSVG) vom 27. Juli 1981 (BGBl. I S. 705)

²⁰ Verordnung zur Verlängerung von Maßnahmen zur Aufrechterhaltung der pflegerischen Versorgung während der durch das Coronavirus SARS-CoV-2 verursachten Pandemie vom 28. Juni 2021 (BANZ AT 30.06.2021 V2)

²¹を、法規命令²²に基づいて、2021年9月30日まで3か月間延長するものである²³。社会法典第11編（介護保険）の特別措置の内容は、①居宅内での査定の免除（第147条。第18条「要介護度認定手続」に基づく要介護度認定手続）、②訪問カウンセリングの代わりに電話・デジタル・ビデオ会議によるカウンセリング容認（第148条。第37条「自己調達介護に対する介護手当」に基づくカウンセリング訪問）、③介護サービスの確保、介護施設及び要介護者のための費用償還（第150条）である。介護支援手当（緊急に家族介護が必要になった場合の短期的休業補償）の特例（計20労働日まで）は、2021年12月31日まで6か月間延長された。

(2) 新たな入国規則の発出

入国者の検査義務の期限を延長するため、2021年7月30日に、新たなコロナウイルス入国規則²⁴が発出され、翌8月1日から施行された（2021年末までで廃止）。同規則は、全5節14か条から成り、2021年5月12日のコロナウイルス入国規則²⁵を廃止する。新たな入国規則による規制は、次のとおりである。①入国時には、コロナ検査の陰性証明、ワクチン接種証明、回復証明のいずれかが必要である。12歳未満の者は免除される。②変異株まん延地域からの入国には、特別規制が適用される（ワクチン接種者・回復者を含め、陰性証明が必要）。③ハイリスク地域及び変異株流行地域からの入国は従来通り検疫対象（隔離義務²⁶）だが、単なるリスク地域は規制されなくなる。なお、2021年9月5日からハイリスク地域に日本が追加された²⁷。

(3) 検査規則改正とワクチン接種規則制定

2021年8月18日に発出されたコロナウイルス検査規則改正規則²⁸は、同年6月に発出されたコロナウイルス検査規則²⁹を改正するもので、薬局による回復証明書の発行費用の償還に関する手続を定めたものである。予防接種証明書の発行は、これまでも薬局で可能であった。

2021年8月30日、新しいコロナウイルスワクチン接種規則³⁰が発出され、翌9月1日から施行された（2021年12月31日に廃止）。同規則は、全17か条から成り、2021年6月1日のワクチン接種規則³¹を廃止する。

²¹ 泉眞樹子「【ドイツ】全国規模流行状況の継続、第3次コロナ税制支援法、社会保護パッケージⅢ、計画保証法の継続、コロナ関連選挙候補者定立規則」『外国の立法』No.287-2, 2021.5, p.3. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11668874_po_02870201.pdf?contentNo=1>

²² 社会法典第11編（介護保険）第152条「命令授權」は、感染症のリスクが存在する場合に、連邦参議院の同意を要する法規命令により、第147条から第151条の制限期間を最長6か月延長できると規定する。

²³ 同規則第1条「介護制度維持のための措置の延長」は、社会法典第11編（介護保険）第147条、第148条、第150条の期限を延長する。

²⁴ Verordnung zum Schutz vor einreisebedingten Infektionsgefahren in Bezug auf das Coronavirus SARS-CoV-2 (Coronavirus-Einreiseverordnung - CoronaEinreiseV) vom 30. Juli 2021 (BAnz AT 30.07.2021 V1)

²⁵ Verordnung zum Schutz vor einreisebedingten Infektionsgefahren in Bezug auf das Coronavirus SARS-CoV-2 nach Feststellung einer epidemischen Lage von nationaler Tragweite durch den Deutschen Bundestag (Coronavirus-Einreiseverordnung) vom 12. Mai 2021 (BAnz AT 12.05.2021 V1); 泉眞樹子「【ドイツ】第4次住民保護法（「緊急ブレーキ」等）、ワクチン接種者・回復者等への規制免除、入国規則、教育への免除等、季節労働者特例」『外国の立法』No.288-1, 2021.7, pp.4-5. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11693542_po_02880101.pdf?contentNo=1>

²⁶ ハイリスク地域からの入国者の隔離義務は10日間（軽減措置あり）。12歳未満は5日間。変異株流行地域からの入国者は14日間で、原則として例外なし。

²⁷ 2021年9月3日に、ロベルト・コッホ研究所 (Robert Koch Institute: RKI) が公表した。„Informationen zur Ausweisung internationaler Risikogebiete,“ 3. September 2021. RKI website <https://www.rki.de/DE/Content/InfAZ/N/Neuartiges_Coronavirus/Transport/Archiv_Risikogebiete/Risikogebiete_2021-09-03.pdf?__blob=publicationFile>

²⁸ Verordnung zur Änderung der Coronavirus-Testverordnung vom 18. August 2021 (BAnz AT 19.08.2021 V1)

²⁹ Coronavirus-Testverordnung vom 24. Juni 2021 (BAnz AT 25.06.2021 V1)

³⁰ Verordnung zum Anspruch auf Schutzimpfung gegen das Coronavirus SARS-CoV-2 (Coronavirus-Impfverordnung - CoronaImpfV) vom 30. August 2021 (BAnz AT 31.08.2021 V1)

³¹ Coronavirus-Impfverordnung vom 1. Juni 2021 (BAnz AT 02.06.2021 V2), die zuletzt durch Artikel 1 der Verordnung vom 13. Juli 2021 (BAnz AT 14.07.2021 V1) geändert worden ist.